

専門家向け相談について

四日市市では、これまで毎月第2・第4水曜日の午後を基本とし、「専門家向け法令相談」を実施してまいりました。

平成31年度も、引き続き、毎月第2・第4水曜日の午後を基本とし、可能な限り臨機応変に実施してまいりますが、近年、相談件数が増え、内容も多岐にわたることから、迅速な対応を行うことが困難な状況となっておりまして。

そのため、上記の日時を基本としながらも、事前に「相談カード」を提出していただき、相談内容や日時について事前に調整することにより、安定的な相談体制を確保し、迅速で適確な相談業務を遂行していきたいと考えております。

皆さまのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

四日市市 都市整備部

建築指導課 建築確認係

TEL : 059-354-8208

FAX : 059-354-8404

メール : kenchikushidou@city.yokkaichi.mie.jp